

(有)なかや薬局	代表取締役 中村 健志
ル・ブレ(株)	代表取締役 塚田 克好
(株)55ステーション	代表取締役 平尾 茂一
(株)真栄食品	代表取締役 山田 洋一
豊倉商事(株)	代表取締役 赤羽 憲二郎
望月伸泰	—

- 4 変更した年月日  
平成16年3月31日
- 5 届出年月日  
平成16年6月9日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間  
平成16年7月5日から平成16年11月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日  
長野県知事 田中 康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友 松川店  
北安曇郡松川村字東川原5723-11ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄
(有)内川薬局	代表取締役 内川 輝雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政雄
(有)内川薬局	代表取締役 内川 輝雄

- 4 変更した年月日  
平成16年3月31日
- 5 届出年月日  
平成16年6月9日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課
- 7 縦覧の期間  
平成16年7月5日から平成16年11月5日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日  
長野県知事 田中 康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友 南長野店  
長野市稲里町中央4-4-8ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政雄

- 4 変更した年月日

平成16年3月31日

- 5 届出年月日

平成16年6月9日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 三本柳店

長野市三本柳東2-8

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政雄

- 4 変更した年月日

平成16年3月31日

- 5 届出年月日

平成16年6月9日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)高木酒店	代表取締役 高 木 弘 昭
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)高木酒店	代表取締役 高 木 弘 昭
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

## 4 変更した年月日

平成16年3月31日

## 5 届出年月日

平成16年6月9日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

## 4 変更した年月日

平成16年3月31日

## 5 届出年月日

平成16年6月9日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

## 7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 長野北店

長野市壇田土地区画整理地内41-3 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- 4 変更した年月日

平成16年3月31日

- 5 届出年月日

平成16年6月9日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- 4 変更した年月日

平成16年3月31日

- 5 届出年月日

平成16年6月9日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 更埴粟佐店

千曲市粟佐1201 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友殖生店・ドラッグてらしま更埴店

千曲市寂蒔561-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

寺島薬局(株)

茨城県つくば市天久保2-17-5

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田 口 武

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田 口 武

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田 口 武

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田 口 武

変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 上山田店

千曲市大字上山田字神戸880-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 中野駅前店

中野市大字西條枝垂桜405-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田口武

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田口武

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

## 産業振興課

## 公告

平成16年6月28日、松本市神林土地改良区の定款変更を許可しました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

## 土地改良課

## 公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上伊那郡飯島町	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成15年度まで	北郷の一部	平成16年7月5日
上水内郡三水村	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成15年度まで	大字倉井の一部	平成16年7月5日
上伊那郡中川村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	葛島の一部	平成16年7月5日

## 農村整備課

## 公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

- 農地保有合理化法人の名称  
上伊那農業協同組合  
木曾農業協同組合
- 事業の種類  
上伊那農業協同組合  
・農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業  
木曾農業協同組合  
・農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業

## 農村整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

- 借入れをする物品等及び数量  
電子入札システムサーバ等 一式
- 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- 借入期間  
平成16年10月1日から平成17年3月31日まで
- 借入場所  
入札説明書によります。
- 入札方法

1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンスを迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県土木部監理課技術管理室  
電話 026(235)7323

## 4 入札説明書配布の日時及び場所

- 日時 平成16年7月6日 午後2時から
- 場所 土木部監理課技術管理室

## 5 入札手続等

- 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年8月17日 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎304会議室
- 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成16年8月16日 午後5時  
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県土木部監理課技術管理室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は入札説明書によります。

## 7 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be leased :

Electronic Bid System Computers and peripherals

## (2) Period of lease :

From October 1, 2004 until March 31, 2005

## (3) Location of lease :

As mentioned in the tender description

## (4) Time and location for bid tendering &amp; opening :

Time&Date : 2:00 PM, August 17, 2004

Place : Meeting Room 401 , Nagano Prefectural Government West Annex

## (5) Time limit and the address for tender by mail :

Time&Date : 5:00 PM, August 16, 2004

Addresse : Technical Management Office,  
Administration Division, Nagano  
Prefectural Government  
380-8570 (Exclusive postal code for  
Nagano Prefectural Government)

(6) Contact point for tender information;description/  
condition/and other inquiries :

Technical Management Office, Administration Division,  
Nagano Prefectural Government, 692-2 Habashita  
Minaminagano Nagano City, 380-8570 Japan  
TEL: 026-235-7323

監理課

## 公告

平成16年6月25日、南佐久郡南相木村による上野地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成16年7月5日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

土地改良課

## 公告

三水土地改良区の清算人について、次のように退任の届出がありました。

平成16年7月5日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

## 退 任

氏 名	住 所
中 島 敬 夫	上水内郡三水村大字普光寺686番地
増 田 博 昭	上水内郡三水村大字芋川3958番地
佐 藤 光 弘	上水内郡三水村大字普光寺453番地
宮 島 壽 一	上水内郡三水村大字芋川12番地
小 口 保 夫	上水内郡三水村大字芋川1100番地
小 林 昭 英	上水内郡三水村大字芋川2711番地 1
若 林 信 一	上水内郡三水村大字芋川1536番地 1
飯 田 澄 雄	上水内郡三水村大字芋川5057番地
渋 沢 貞 雄	上水内郡三水村大字倉井1963番地
原 靖	上水内郡三水村大字倉井1332番地 1
原 實	上水内郡三水村大字倉井83番地 1
青 山 晃 榮	上水内郡三水村大字倉井1228番地
関 孝 則	上水内郡三水村大字倉井899番地
小 野 文 憲	上水内郡三水村大字倉井938番地
畑 寛 雄	上水内郡三水村大字倉井3676番地
村 松 直 幸	上水内郡三水村大字芋川1098番地
永 野 八七一	上水内郡三水村大字赤塩598番地 1

土地改良課



## 公告

平成16年度の長野県警察官採用試験（B）を次のとおり行います。

平成16年7月5日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

## 1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

## 2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（B）	男性	35人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	5人程度	

## 3 受験資格

## (1) 年齢等

試験区分	年齢等
男性	昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男子。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。
女性	昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた女子。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。

## (2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

## 4 試験の方法、日時、場所等

## (1) 第1次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は出題数50題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

## イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	160点（正答率4割）。ただし、平均点が160点に満たない試験区分にあっては、平均点。
合計	400点	

## ウ 日時及び場所

## (7) 日時

平成16年9月19日（日） 午前8時30分

## (4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。ただし、長野市の試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁講堂（長野市南長野幅下692-2） 信州大学工学部（長野市若里4-17-1）
塩尻市	中南信運転免許センター（塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116）

## エ 第1次試験合格者の発表

平成16年10月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

## (2) 第2次試験

## ア 方法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

## イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
作文試験	950点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
体力検査	50点	22点。ただし、4点に達しない種目が2種目以上ないこと。
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成16年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

試験区分	身体的条件
男性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。
女性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

## (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成16年11月中旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

## 6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) 採用は、原則として平成17年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

## 7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給は次のとおり（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5%）後の額）です。

学歴	初任給
短期大学卒業	176,605 円
高等学校卒業	161,880 円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

## 8 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（B）請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.avis.ne.jp/~police/>）からダウンロードすることもできます。

## (2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署に提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

## (3) 受付期間

受付期間は、平成16年7月16日（金）から8月9日（月）までです。

なお、郵送による申込みは、8月9日までの消印のあるものに限り受け付けます。

## (4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

## 9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

## (1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

	口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	試験区分男性の受験者のうち長野県を志望した者及び試験区分女性の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

## (2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。ただし、第1次試験不合格者のうち、長野県以外の都県を併せて志望した者は、当該都県の最終合格発表日から1年間。

## (3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

## 10 その他

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課(電話:026-233-0110 内線 2632)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線 4235)にお問い合わせください。

## (別表)

## 教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む) 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局